

議案第 4 号

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する 要綱及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等 に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱（平成 8 年教育委員会告示第 12 号）及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱（平成 10 年教育委員会告示第 12 号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

1. 改正理由

道路交通法の一部改正により、個人番号カードと運転免許証の一体化に係る規定が整備されたことに伴い、関係規定を整理するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 運転免許証とあるのは、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードとする。
- (2) 自家用車の届出書の様式の規定を整理する、
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和7年3月24日から施行する。

名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱の一部を改正する要綱

(名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱の一部改正)

第1条 名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱（平成8年教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出張不承認) 第3条 校長は、前条に該当する場合であっても、自家用車を使用して出張しようとする職員又は当該自家用車が次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車を使用して出張することを承認することができないものとする。 (1) 職員が自家用車を運転するために必要な運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）を携帯していない場合 (2)～(7) 略 (8) その他道路交通法等法令に定める基準を満たしていない場合	(出張不承認) 第3条 校長は、前条に該当する場合であっても、自家用車を使用して出張しようとする職員又は当該自家用車が次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車を使用して出張することを承認することができないものとする。 (1) 職員が自家用車を運転するために必要な運転免許証を携帯していない場合 (2)～(7) 略 (8) その他道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定める基準を満たしていない場合

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

児童・生徒の救急輸送に使用する自家用車の届出書

校長認印		届出番号		年度 号	
年 月 日 提出		運転者の職、氏名	免許の種類	免許の有効期間	
				年 月 日まで	
車名	自動車の種類	車台番号			
自動車登録番号又は車両番号	自動車検査証の有効期間	所有者の住所、氏名（職員との関係）			
	年 月 日まで	住所 氏名			
損害保険の種類	契約先	保険証券番号	保険期間	保険金額 （免責金額）	
自動車損害賠償責任（自賠責）			年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	
自動車保険（任意）	対人		年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	
	対物		年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	
	搭乗者		年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	

【添付書類】

- ・運転免許証の写し（マイナンバーカードに記録している場合は、マイナポータル又は専用アプリで免許情報を確認できる画面を印刷したもの）
- ・自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を印刷したもの）
- ・自動車損害賠償責任（自賠責）保険証明書の写し
- ・自動車保険（任意）の保険証券の写し

(名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱の一部改正)

第2条 名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱（平成10年教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出張不承認) 第3条 校長は、前条に該当する場合であっても、自家用車を使用して出張しようとする職員又は当該自家用車が次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車を使用して出張することを承認することができないものとする。 (1) 職員が自家用車を運転するために必要な運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。</u>）を携帯していない場合 (2)～(6) 略 (7) <u>前条第1項第1号</u>に該当する場合を除き、職員以外の者を同乗させる場合 (8) 使用する自家用車が道路交通法等法令に定める基準を満たしていない場合 (9) 略	(出張不承認) 第3条 校長は、前条に該当する場合であっても、自家用車を使用して出張しようとする職員又は当該自家用車が次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車を使用して出張することを承認することができないものとする。 (1) 職員が自家用車を運転するために必要な運転免許証を携帯していない場合 (2)～(6) 略 (7) <u>前条第1号</u>に該当する場合を除き、職員以外の者を同乗させる場合 (8) 使用する自家用車が<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定める基準を満たしていない場合</u> (9) 略

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

市立学校教職員の出張に使用する自家用車の届出書

校長認印		届出番号		年度 号	
年 月 日 提出		運転者の職、氏名	免許の種類	免許の有効期間	
				年 月 日まで	
車名	自動車の種類	車台番号			
自動車登録番号又は車両番号	自動車検査証の有効期間	所有者の住所、氏名（職員との関係）			
	年 月 日まで	住所 氏名			
損害保険の種類	契約先	保険証券番号	保険期間	保険金額 （免責金額）	
自動車損害賠償責任（自賠責）			年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	
自動車保険（任意）	対人		年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	
	対物		年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	
	搭乗者		年 月 日～ 年 月 日	万円 （ 万円）	

【添付書類】

- ・運転免許証の写し（マイナンバーカードに記録している場合は、マイナポータル又は専用アプリで免許情報を確認できる画面を印刷したもの）
- ・自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を印刷したもの）
- ・自動車損害賠償責任（自賠責）保険証明書の写し
- ・自動車保険（任意）の保険証券の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱の様式による書類は、改正後の名張市立学校職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する要綱及び名張市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱による書類とみなす。